

図面リスト

E－01	図面リスト、特記仕様書（1）
E－02	特記仕様書（2）
E－03	案内図・配置図
E－04	機器参考姿図・機器仕様（改修）
E－05	自動火災報知設備 1階平面図
E－06	自動火災報知設備 2階平面図
E－07	自動火災報知設備 3階平面図

特記仕様書

特記仕様書では、「○」は該当 「・」は非該当を示す。

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名 調布市立北ノ台小学校防災盤改修工事

1.2 工事場所 調布市深大寺北町2丁目4 1番地1

1.3 敷地面積 13,836.01㎡

1.4 工事概要 自動火災報知設備、非常放送設備を改修する。

1.5 週休2日制工事の適用については以下による。

- 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。

なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。

なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

○ 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」の対象ではない。

第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

(1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

○ 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

○ 発注者の支給とする。

第2編 工種別事項

第1章 一般共通事項

第1節 総則

1.1.1 用語の定義（標準仕様書1.1.1.2）

標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義(16)」の表記は、次のように読み替える。

(16) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

ただし、関係規程等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面と取扱う。

1.1.2 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査のうえ、これを遅滞なく行う。

1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

○ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

1.1.7 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.8 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

着手に先立ち、工程表（全体・月間・週間）を作成し監督員に提出すること。

1.2.2 試験、施工等の記録（標準仕様書1.1.2.5）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

○作成する。

(2) 写真帳の提出は、次による。

○作成する。

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

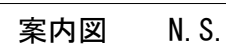
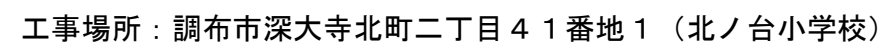
使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」については、CRYPTRECホームページを参照する。

調布市総務部営繕課設計図承認日 令和7年8月29日

件 名 調布市立北ノ台小学校防災盤改修工事			
図面リスト 特記仕様書(1)	N. S	令和7年度	No E-01 7枚の内
		 調布市総務部営繕課	



件 名 調布市立北ノ台小学校防災盤改修工事				
案内図 配置図	N. S A3:1/800	令和7年度	令和7年8月	No E-03 7枚の内
		 調布市総務部営繕課		

複合防災盤

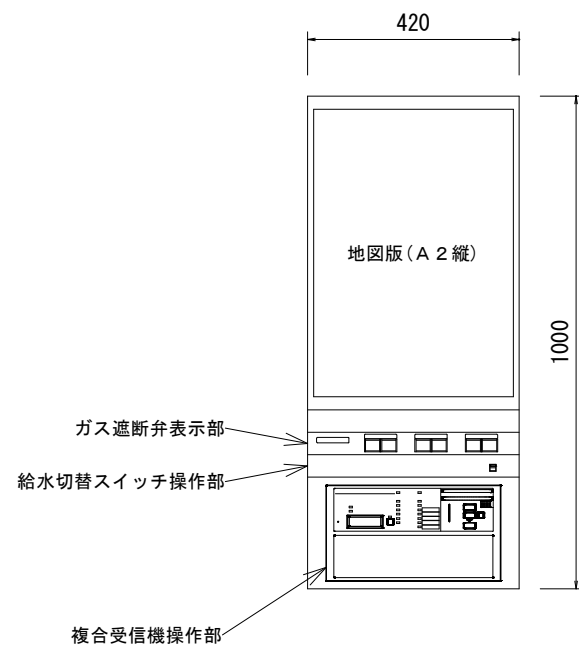
機器参考姿図



機器仕様

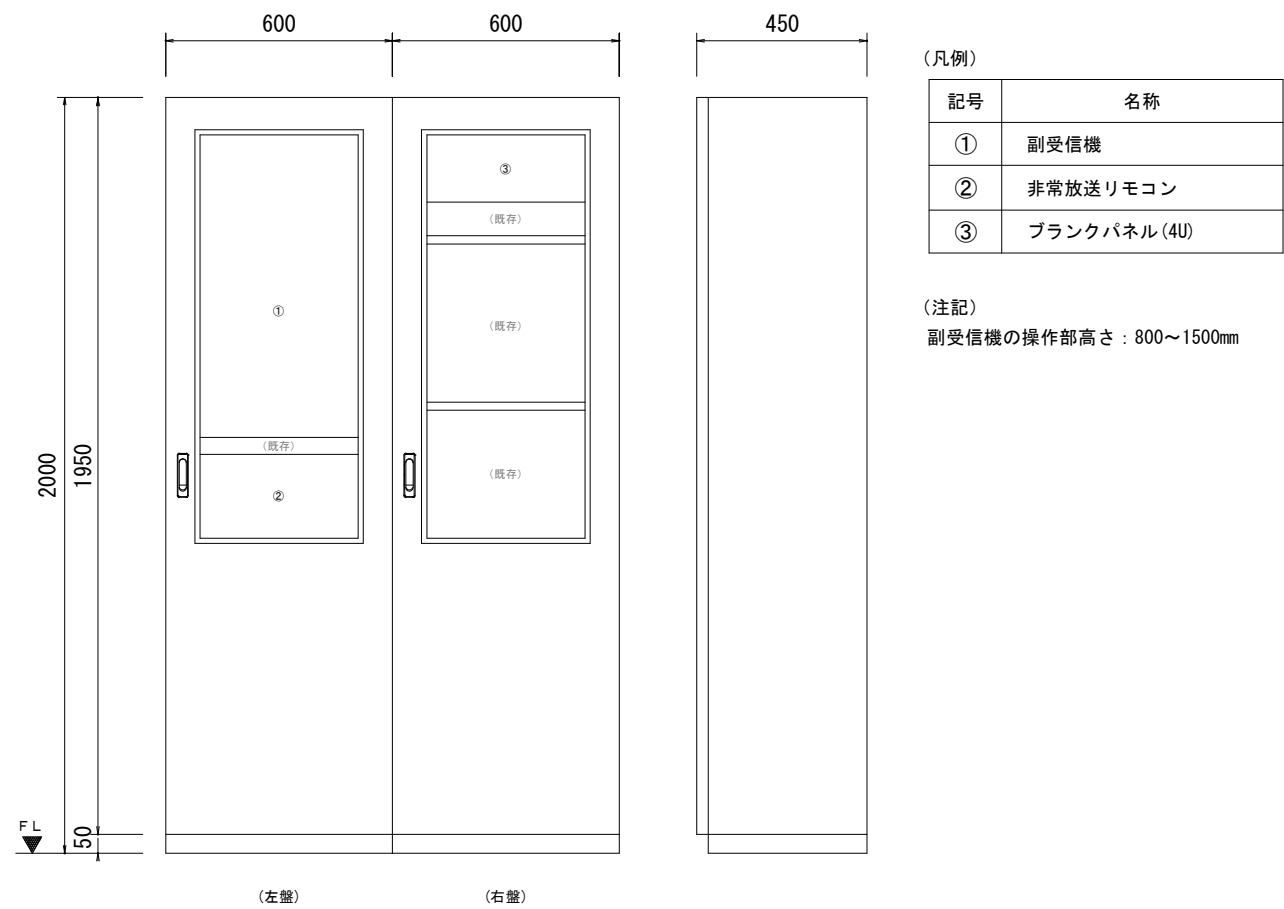
1. 筐体
 - ・左盤・右盤は既設の筐体を再使用とする。
 - ・中盤は筐体を含め更新とする。
2. 複合受信機
 - ・G P 型 1 級 9 0 回線
(自火報・諸警報兼用 4 5 回線 + 防排煙 2 0 回線 + ガス漏れ警報 2 5 回線)
 - ・地図式 (A 2 縦)
 - ・液晶ガイド機能, 非常放送連動機能付, 履歴確認機能 (発報・操作・トラブル)
 - ・消火栓始動, 火災代表移信接点 (無電圧接点)
 - ・電源 AC 1 0 0 V
 - ・予備電源 蓄電池 (3 5 0 0 m A)
 - ・付属品 電話機
3. モニター子時計 (アナログ表示)
 - ・DC 3 . 6 V 3 0 秒有極パルス パルス幅 0 . 5 秒
 - ・参考寸法 420 × 176 × 159 mm
4. 非常放送アンプ
 - ・壁掛型非常用放送設備 (1 0 局)
 - ・音声警報音 (日本語) 機能付き
 - ・電力増幅ユニット (2 7 0 W)
 - ・密閉式ニッケル・水素蓄電池 (7 0 0 0 m A) 付属
 - ・参考寸法 450 × 664 × 150 mm

GP 型複合受信機 参考姿図



副複合防災盤

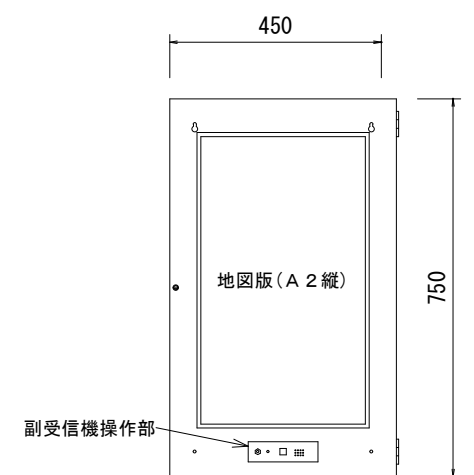
機器参考姿図



機器仕様

1. 筐体
 - ・ 既設の筐体を再使用とする。
2. 副受信機
 - ・ 90 回線
(自火報・諸警報兼用 45 回線 + 防排煙 20 回線 + ガス漏れ警報 25 回線)
 - ・ 地区図 (A2 縦)
 - ・ 電源 DC24V
 - ・ 付属品 電話機
 - ・ 参考寸法 480×750×90 mm
3. 非常放送リモコン
 - ・ 壁掛型非常用放送設備 (10 局)
 - ・ 参考寸法 450×265×75 mm

副受信機 参考姿図



件 名				調布市立北ノ台小学校防災盤改修工事	
機 器 参 考 姿 図 機器仕様（改修）		N. S		令和7年度	令和7年8月
				 調布市総務部営繕課	
				No	E-04
					7枚の内



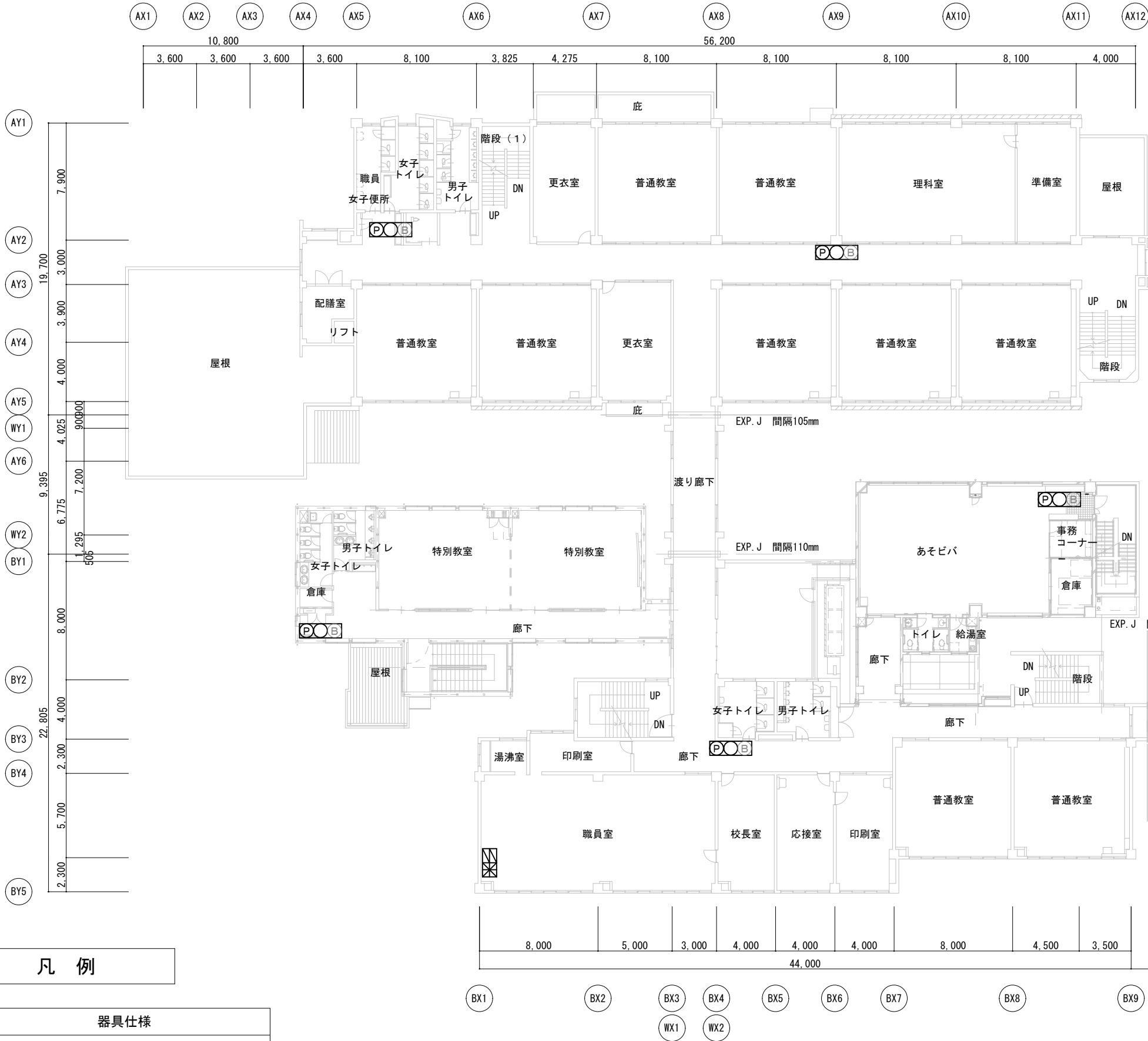
凡 例

記号	器具仕様
	複合防災盤
	副複合防災盤
	埋込型機器収容箱（P型1級発信機，薄型表示灯を更新する。警報ベルは既存再使用とする。）
	自動閉鎖装置（防火戸用，ラッチ式）

（注記）
・複合防災盤及び副複合防災盤を改修すること。（E-04参照）
・埋込型機器収容箱のP型1級発信機，表示灯を撤去・新設すること。
・図示の自動閉鎖装置を撤去・新設すること。

1 階平面図 1/300

件 名 調布市立北ノ台小学校防災盤改修工事				
自動火災報知設備 1 階平面図	A3:1/300	令和7年度	令和7年8月	No E-05 7枚の内
		調布市総務部営繕課		



凡 例

記号	器具仕様
	複合防災盤
	副複合防災盤
	埋込型機器収容箱（P型1級発信機、薄型表示灯を更新する。警報ベルは既存再使用とする。）

(注記)
・複合防災盤及び副複合防災盤を改修すること。(E-04参照)
・埋込型機器収容箱のP型1級発信機、表示灯を撤去・新設すること。

2階平面図 1/300

件 名 調布市立北ノ台小学校防災盤改修工事

自動火災報知設備
2階平面図

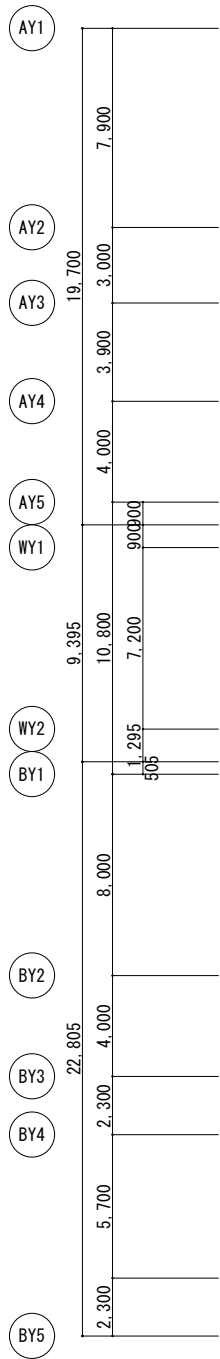
A3:1/300

令和7年度

令和7年8月

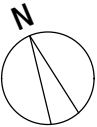
調布市総務部営繕課

No
E-06
7枚の内



凡 例

記号	器具仕様
	複合防災盤
	副複合防災盤
	埋込型機器収容箱（P型1級発信機、薄型表示灯を更新する。警報ベルは既存再使用とする。）



3 階平面図 1/300

- (注記)
- ・複合防災盤及び副複合防災盤を改修すること。(E-04参照)
 - ・埋込型機器収容箱のP型1級発信機、表示灯を撤去・新設すること。

件 名 調布市立北ノ台小学校防災盤改修工事

自動火災報知設備
3 階平面図

A3:1/300

令和7年度 令和7年8月

調布市総務部営繕課

No
E-07
7枚の内